



令和7年11月28日14時00分  
近畿地方整備局

### 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

アクア株式会社

期間：令和7年11月28日から令和7年12月11日まで(2週間)

範囲：近畿地方整備局管内

#### 2. 指名停止措置の理由

アクア株式会社の従業員が、労働安全衛生法に違反するとして略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、  
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局  
総務部 契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)  
契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)  
建設専門官 早川 健 (内線 2512)  
総務部経理調達課 TEL 078-391-7576  
経理調達課長 加藤 英明 (内線 6310)  
経理調達課長補佐 武田 知美 (内線 6313)

令和7年11月28日  
近畿地方整備局

### アクア株式会社に対する指名停止措置について

#### 1. 案件の概要

アクア株式会社及び同社従業員は、米原市発注の工事において、作業員の死亡事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により略式起訴され、長浜簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、令和7年6月にそれぞれ刑が確定した。

#### 2. 指名停止措置理由

アクア株式会社の従業員が、労働安全衛生法に違反するとして略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

#### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：アクア株式会社

滋賀県長浜市下之郷町709

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年11月28日から令和7年12月11日まで(2週間)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)  
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。